貝田かなえ

序章

マンドリンはイタリアで生まれた小型の撥弦楽器である⁽¹⁾。日本で最も演奏されているナポリ型マンドリンは、19世紀半ばに P. ヴィナッチャ⁽²⁾ によって確立された⁽³⁾。ヴァイオリンと同様の調弦であり、また同じ音の高さの弦が 2 本 1 組で張られる「複弦」が大きな特徴である。さらにマンドリンは、マンドラ⁽⁴⁾、マンドロンチェロ(5)、ギター、コントラバスとともに編成される「マンドリンオーケストラ」という形式でも演奏されている。

明治 14 (1881) 年に、外国人によって国内でマンドリンが初めて演奏され、日本人による初演奏は明治 27 (1894) 年の四竈訥治 (1854-1928) によるものであった ⁽⁶⁾。日本人によるマンドリン普及の歴史は、比留間賢八 ⁽⁷⁾ (1867-1936) が明治 34 (1901) 年の海外渡航から帰国した際に、マンドリンを持ち帰ったことが始まりである。これ以降も比留間は国内でマンドリンを広く普及したため、「日本におけるマンドリン普及の父」のような立ち位置とされている。比留間は明治 36 (1903) 年に国産マンドリンを製作し、2年後、学習院輔仁会 ⁽⁸⁾ に日本初のマンドリン四重奏団を組織した。しかし、これはマンドラのパートを持たない四重奏団として不完全な編成であった。国内で最初に完全な編成が組まれたのは、東京美術学校における音楽部の合奏団だったとされる ⁽⁹⁾。これ以降、各大学や高等学校に次々とマンドリンクラブが創部された。

比留間は学校の活動以外に私塾を開き、学生たちにマンドリンを教えるほか、明治 41 (1908) 年から通信教授を開始し、より多くの人々にマンドリンを伝えた。楽器演奏に関する通信教授の提供は、大正期に入ると活発になったとされるが (10)、明治期にはほとんど見られない。ゆえに、明治時代に演奏されていた西洋楽器において、マンドリンは他に例を見ない普及形態で広がったのである。比留間が先導した学校でのマンドリン普及は現在も形を変えず継続しており、マンドリンは依然として正課ではなく、部活動という枠組の中で、学生によって演奏されている。

以上のように現在も日本国内でマンドリンは部活動や趣味の中で親しまれ、普及してきた。ゆえに、マンドリン演奏者人口に対して「プロの演奏家」が少ないのも特筆すべき点である。これは、多くのマンドリン奏者がマンドリンオーケストラの一員として演奏を始めるためで、各学校卒業後に独奏家としての道へ進む者が少ないことに起因している。そのため、音楽大学にマンドリン専攻が設置されていることもほとんどない (11)。

マンドリンの先行研究は、楽器構造に関する調査 ⁽¹²⁾ や、各演奏団体の歴史及び演奏会記録の調査等があるのみで、日本の特異なマンドリン受容の実態については語られてこなかった。加えて、マンドリンは部活動などの課外活動で広く親しまれていることから、日本音楽史においても詳しく語られることがなかった。それゆえ、国内におけるマンドリンの知名度は未だ低いが、日本と世界各国を比較した際、マンドリン奏者人口が世界で最も多いという見方もある。

本論文は日本で発刊された最初の音楽専門雑誌である『音樂雜誌』の記述に注目し (13)、マンドリンが「便利な」楽器として明治期に普及したことを明らかにするものである。マンドリンが流入した明治期の日本人は西洋音楽を十分には理解できず、馴染みのない五線譜や調性に親しめず、音程を正確に取れず、実際に唱歌教育の制定からその実施までには時間を有した (14)。しかし、マンドリンは西洋楽器であるにもかかわらず、瞬く間に普及されたのだ。マンドリン受容研究で明らかになることは、日本における西洋音楽受容史に新たな視点を加えるものになるのではないかと考える。本論文で『音樂雜誌』に注目するのは、①日本で最初の音楽専門雑誌であり、マンドリンが流入した前後の音楽状況について詳細に記されていること②発刊者が日本で初めてマンドリンを演奏した日本人の四竈訥治であること③マンドリンと酷似している 優華琴について詳しい記事があることによる。

第1章 『音樂雜誌』の役割

『音樂雜誌』は明治23 (1890) 年9月に刊行された。前述のとおり日本における最初の音楽専門雑誌である。筆者が調査した復刻版に収められている補巻の総説におい

て、増井敬二が本雑誌の発刊に関して以下のように述べている。

明治に入ってから、有名な『明六雑誌』、『民間雑誌』をはじめ、各種の雑誌が続々と誕生し、中には明治十二年の『歌舞伎新報』のような演劇雑誌まで生まれているのだが、こと音楽に関しては、それ自体の日本における発展がきわめて遅々としていたこともあって、明治二十三年にこの音楽専門の雑誌が発足したのは、かなり異例のことだったと言わざるを得ないのだ。というのは、日本に昔からあった音楽は各種の邦楽だが、それらはいずれも保守的かつ閉鎖的な家元制度に支えられ、雑誌という新しいメディアとは距離が遠かったし、また明治維新の混乱による打撃からやっと立ち直ったばかりで、他との広いかかわりを持とうという意欲も余裕もなかったのである (15)。

『音樂雜誌』は異例の発刊から実質的に約8年間続いた。第1号では、日本の音楽 状況、音楽取調掛の設置、音楽学校への改称、各学校での音楽教育の開始、倶楽部の 設置や舞踏会の開催など、日本の音楽界が活気付いていることを発刊者である四竈が 語っている。四竈は諸状況にあたって、本雑誌を発刊する意義を「發刊の趣旨」とし て以下の通り記している。

然れとも事盛んなれば隨て其弊を起り其害萌す一利一害は天下の通例にして免るへからさる處たり此時に當てや其弊を矯し其害を防き其正を助け其邪を戒め倍々正格優美なる音樂を翼けて文明の榮域に達せしむる紹介をなす者は何そや音樂雜誌を發行するに若くはなし故に本誌を發刊するの時期將に己に到來したるものと信ずるなり (16)

ここで四竈はまず、物事が盛んになればその弊害が現れ、害が生じるのは当然のことであると語っている。音楽が活気を呈している状況下で、四竈は優れた音楽を推進し、文化の進歩を促すには『音樂雜誌』を発行することが唯一であるとしている。さらに、本雑誌の発行が時代の要請に応えるものであることを強調している。

『音樂雜誌』の掲載内容は、「今日の日本の音楽状況」という大きな枠組みの中で構成され、例えば開催された音楽会及び開催予定の音楽会や、流行りの楽器、音楽教師の試験、新楽器の発明、小説などの物語文、楽譜、西洋音楽に関する音楽の知識などである。

第2章 「便利な」楽器を求める明治時代の日本人

明治、大正期にマンドリンは度々「便利」と評価されてきたのだが、その内実を調査するべく、マンドリン以外に「便利」と評価されているものも含め、本雑誌内の記述にあたった。その結果、四竈がマンドリンを演奏する以前に発明した「僊華琴」という撥弦楽器の記事が第 27 号に掲載されており、そこで僊華琴が「軽便」と評価されていたことが明らかとなった。

四竈は僊華琴を発明した意図について以下の通り記している。

泰西の音樂は直ちに以て本邦人に採る事至つて易きにあらす而して在來の本邦 樂是れ永く文明に維持する音樂らすとせは自來用ゆる者は何そ徐に本邦樂を改 良して其短なる處に泰西の音樂を用ひ泰西の樂理を應用せしむるにあるのみ凡 そ之を爲し之を期するに至つては樂器の撰作其一に居る仙花琴の發こる蓋し茲 に存す (17)

ここで四竈は、西洋音楽をそのまま日本人が取り入れることが容易ではないと語っている。また、これまでの日本の音楽が文明的な音楽として今後長く続いていくものではないと危惧している。こうした状況から脱するために、まず日本の音楽を徐々に改良し、その短所を補うために西洋の音楽理論を応用する必要があるとし、それを実現するためには、楽器の選定と制作が一つの重要な要素であるため、ゆえに僊華琴を発明したと述べられている。つまり僊華琴は、日本の音楽を発展させるために西洋の音楽理論を応用し、発明された楽器だということが読み取れる。僊華琴は、バイオリンと同じ音高で調弦されたようだが、それはマンドリンとも同じである。楽器の見た

目は三味線のようで、丸い胴と細長い棹を持ち、胴は薄く平たい。フレットを持つことも第27号に添えられた挿絵から見てとることができ、音程がとりやすくなっているようである。また記事内の後半の記述では、「かせ」⁽¹⁸⁾によって調弦を変えられるため、合奏にも向いているとある。

第29号には僊華琴の広告が掲載されており、2円80銭と3円50銭の値で発売されていると記されている。これ以降も僊華琴に関する広告の掲載は続いており、実際にこの楽器が製造、販売されていたとわかる。さらに「撥付」という記述があることから、三味線の演奏で使用されるような撥を用いて僊華琴が演奏されていたと推測できる。

第50号には東京少年音楽隊に関する広告があり、そこで用いられる楽器の種類として、手風琴、小太鼓、クラリネットなどと並び僊華琴の名前が挙げられている。このことから、子どもが容易に持つことのできるサイズで、軽量であったことも推測できる。また、僊華琴の特徴について、四竈は記事内で次のように述べている。

仙花琴は本邦在來の樂器たる筝、三味線の仕組にヴァイオリン、琵琶等の元素を以てし彈する時は風琴ヴァイオリン三絃筝の律を容易に探り得て其輕便なると使用の簡易なるとは誰にても自由に爲し得へく價の廉なると構造の簡單なるとには務めて注意せり⁽¹⁹⁾

僊華琴は、日本の従来の楽器である筝や三味線の構造に、ヴァイオリンや琵琶などの要素を取り入れたものであると記されており、この楽器で演奏するとオルガンやヴァイオリン、三味線、筝の音を容易に探り出せるという。また、その軽便さと簡易な使用法は誰でも自由に扱うことができ、価格が安く、構造が単純であることにも四竈は細心の注意を払っていると述べている。ここで注目すべきは、後半の記述がこれ以降に現れるマンドリンの記述と酷似している点である。

『音樂雜誌』には僊華琴以外にも「軽便」や「便利」と評価される楽器の記述がある。 以下は、第33号に掲載された便利な新楽器に関する記事だ。

今度横濱なる五柳軒主人の手に於て發明せられたる調子琴は學理と實際とより 工夫を凝されたる極て便利の樂器なり⁽²⁰⁾

ここでは横浜にある五柳軒の主人によって調子琴が発明されたことが記事になっている。調子琴は理論と実際の両面から工夫が凝らされた、非常に「便利な」楽器であると紹介されている。また、以下は第39号に掲載の「枕琴発明」の記事である。

枕琴は生田檢校が箏曲の奥を極め晩年隱居せし時如何にもして輕便なる琴を造り出さんと心魂を凝らす發明せられたるものなり⁽²¹⁾

枕琴は、生田検校が箏曲の奥義を極め晩年に隠居した際に、軽くて「便利な」琴を作り出そうと発明したものだと記されている。これら2つの楽器は僊華琴とは異なり、図像資料等の掲載はないため詳細は明らかではないが、いずれも撥弦楽器である点は注目に値する。

第3章 マンドリンの利便性

第1節 マンドリンの登場

これらの掲載から少し遅れて、明治 27 (1894) 年 7 月発刊の第 46 号にマンドリンの記述が初めて登場する。以下はその際の記事である。

今度英國の或る貴顯より四竈仙華氏に贈り越されたる樂器はマンドリンとて其 形は琵琶とバイオリンに似て音色洋琴に近く彈法輕便にして作曲用等には至極 便利の樂器同氏は亦此器に依りて正曲を樂譜に製し續々之を送らるゝ由 (22)

この記事では、イギリスのある貴人が四竈にマンドリンを贈ったことが紹介されている。マンドリンの形は琵琶とバイオリンに似ていて、音色はピアノに近く、また弾き方が簡単で、作曲などにも非常に「便利な」楽器と記されている。

つまり、マンドリン登場以前には、新たに発明された楽器の評価として「軽便」や「便利」という言葉が用いられてきた。そして本雑誌に限らず、マンドリンは登場以降、幾度となく「軽便」や「便利」と評価された。ここでは朝日新聞の広告を例に挙げるが、明治 41 (1908) 年の「マンドリン音楽通信教授」の広告で「奏法特種の趣味あり、學び易く、取扱至便なる洋樂器」という記載がある ⁽²³⁾。これはマンドリンに関する最も古い本紙掲載の広告でもあり、学びやすく取り扱いが「便利な」洋楽器であると紹介されているのだ。

これまで「軽便」や「便利」といった言葉が楽器を評価する際に多用され、マンドリンの登場以前には発明された新楽器に対する評価であったことを確認してきた。これらの言葉が示す「楽器の利便性」とは、①体格の差や音楽経験を問わず誰にでも演奏しやすいこと②フレットなどによって正確な音程を取るのが容易であること③小型で軽く、持ち運びやすいこと④安価で手に入れやすいことであると考えられる。また、撥弦楽器の特性である⑤楽器を演奏するための準備が少ないという点も、利点であるといえる。

ではなぜ、これほど「便利な」楽器が求められていたのだろうか。言い換えれば、明治時代の日本人は西洋楽器に、どのような「不便さ」を感じていたのだろうか。大正7 (1918) 年5月21日の読売新聞に、慶應義塾マンドリン倶楽部への取材記録が残されており、そこには、「マンドリンは樂器の中でも殊に輕快なもので、習ひはじめの人々が奏してもヴァイオリンや其他の樂器のやうにやかましい音が出ません」とある (24)。ここから、初心者が演奏した際にヴァイオリンなどの西洋楽器では、音量のコントロールが難しいということが読み取れ、同時にマンドリンの長所を確認することができる。先行研究において、比留間は「安価で音程が確かで容易に弾け、日本人に親しみやすい」という条件を列挙した上で、日本人に西洋音楽を普及させるための楽器を探していたところマンドリンに出会ったのだと記されている (25)。そして、比留間は日本にマンドリンを持ち込んで間もなく、当時すでにヴァイオリンの製造で名の通っていた鈴木政吉 (1859-1944) に協力を仰ぎ、国産マンドリンの製作を開始させた。楽器の国産化は、人々が輸入でしか買えないはずの西洋楽器を国内で手軽に買えるようにし、国内におけるマンドリンの「利便性」を高めたとも考えられる。そして国産

のマンドリンは、輸入のマンドリンと比べて安価で販売された⁽²⁶⁾。比留間が提供したマンドリン通信教授の教材を確認しても、第1回は五線譜を読む講義から開始され、マンドリンは西洋音楽を学ぶための「便利な道具」という位置付けだったと考えられる。

つまり、比留間が帰国するまで日本人が求め、自ら生み出していた楽器はすでに「マンドリン」という名で存在していたとも考えられるのだ。特に、四竈が発明した僊華琴については記事内で「合奏できること」を優れた点として紹介していることから、実際にマンドリンがオーケストラを編成し、合奏できたことも比留間の理想と酷似しているといえる。

第2節 近代化による音楽の多層構造とマンドリンの位置付け

西洋音楽の流入に関する先行研究によると、日本の音楽状況は近代化とともに二重構造となったという。国の政策によって、軍楽や東京音楽学校では西洋音楽を積極的にとり入れられたが、民衆は江戸時代の延長として三味線音楽などの伝統音楽をみずからの音楽とし続けた。町人や武士などにもこれらの楽器を習う者が急増し、特に女子は嫁入り道具として武家や上層の町人の家庭では箏曲を、一般町人は三味線や舞踊を習ったことは周知の通りである⁽²⁷⁾。また、これらの撥弦楽器はその演奏姿勢において互換性がある楽器である。邦楽器と西洋楽器を問わず多くの撥弦楽器は右腕で胴をおさえ、左手で楽器の棹を支えた姿勢で構えられるのだ。『音樂雜誌』では、頻繁に薩摩琵琶や月琴の記事が取り上げられ、その流行が垣間見えるが、これらの楽器がある程度普及し、親しまれていたことを考慮すると、マンドリンが西洋楽器でありながら自然に受け入れらたことも容易に想像できる。

以下は、第27号の僊華琴に関する記事の前半の一部分である。ここから明治期の 撥弦楽器の普及が確認できる。

音樂の如きに至つては如何なる山間僻地に至るも三絃の類を有せざるなく田夫野人の賤婢女に至るも都々逸端唄の一節數へうた春雨の一曲猶ほ知らざるなし斯く普及しあるの國は何れにか存する (28)

ここには「どんな山間の僻地でも三味線のような楽器を持たないことはなく、農民や下層の女性でも、都々逸や端唄、さらには春雨の一曲を知らない人はほとんどいない。」と記され、三味線を含む撥弦楽器が広く親しまれていた状況がわかる。また、四竈による日本人初のマンドリン演奏が箏曲である《八千代獅子》の編曲であったことからも、当時の日本人がこれらの撥弦楽器同士に互換性を感じ、演奏方法が今日よりも重要視されていたとも考えられるだろう。

大正 12 (1923) 年 1 月 2 日に掲載された朝日新聞掲載のマンドリン教則本の広告で、「西洋樂器のうちでも奏法極めて簡易、其音色繊細にして優麗、最も日本的なものとして好樂家の間に愛されてゐる。」と述べられている ⁽²⁹⁾。音楽に限らず西洋文化が急激かつ大量に流れ込んでいたこの時代に、反動的に日本文化を重視する働きがあったことは想像に容易い。マンドリンが日本的な楽器として認識されていたことは、明治期の日本人の理想に叶う姿をしていたといえるだろう。

結語

本論文では、『音樂雜誌』の記述に着目し、マンドリンが「便利な」楽器として明治期に普及したことを明らかにしてきた。第1章では、『音樂雜誌』の歴史や掲載記事を整理し、発刊者である四竈訥治の発刊当時の記述から、本雑誌発刊の意義について確認した。第2章では、「便利」をキーワードとし、明治期の日本人が発明した楽器に関する記事に注目した。すると、当時の日本人は度々「便利な」楽器を求めており、その中でもマンドリンに似た僊華琴という楽器が、マンドリン流入以前に発明されていたことが明らかとなった。また、『音樂雜誌』内の広告にも着目することで、僊華琴の販売や演奏が実際にあったことが確認できた。第3章では、マンドリンの記事を中心に「便利」や「軽便」の言葉に込められた、マンドリンの優れた楽器特性について考察した。すると、撥弦楽器同士の演奏姿勢やその演奏方法に互換性を見出していた様子が立ち現れてきた。さらに、当時の新聞広告からマンドリンが「日本的な」楽器として認識されていたことにも言及した。これは、あくまで明治期や大正期にマン

ドリンが「日本的」と紹介されていたということである。

以上のことから、明治以前の撥弦楽器の歴史によって、マンドリンは西洋楽器でありながら大衆の楽器としても一気に親しまれたものだとわかった。そして、明治時代の日本人が楽器に対して求めていた要素は「便利」であることだった。四竈が西洋楽器の要素を取り入れた楽器である「僊華琴」を発明したことを確認したが、その位置に置き換わることができた楽器こそが「マンドリン」だった。マンドリンは今日も音楽における近代化の多層構造の名残を複雑に帯び、いまだに正課の教科で演奏する楽器とはならず、しかし学校と密接な場で自由に発展してきた西洋楽器の一つなのである。マンドリンが今日も課外活動で初心者に演奏され続けていることは、特別「便利な」西洋楽器であることを物語っているといえるだろう。

註

- (1) マンドリンの楽器構造に関する発展は複雑で、諸説あり。
- (2) Pasquale Vinaccia (1806-1885)
- (3) Tyler, James. Sparks, Paul. "Mandolin", *In Grove Online*, 2001, https://doi-org.kwansei.remotexs.co/1

0.1093/gmo/9781561592630.article.46239 (2024年6月24日閲覧).

- (4) マンドリンよりも一回り大きく、中低音を担当する楽器。
- (5) マンドリンやマンドラよりも大きく、低音を担当する楽器。
- (6) 工藤哲郎「マンドリン略史その 3」『JMU ジャーナル —— 一般社団法人日本マンドリン連盟機関誌』 2022 年、16-20 頁。
- (7) 音楽取調掛伝習生、東京音楽学校でセロ講師の経歴がある。明治 22 (1889) 年に欧州に渡り、2年後の帰国の際には多くの楽譜と、日本で初めてハーモニカ数本とチターを 2 個持ち帰った。
- (8) 明治22(1889)年に活動を始めた学習院の文武活動としての中心機関である。
- (9) 工藤哲郎「マンドリン略史その4」『JMU ジャーナル —— 一般社団法人日本マンドリン連盟機関誌』 2022 年、21-26 頁。
- (10) 大正期における音楽の通信教育に関する先行研究としては、以下の論文などが挙げられる。 上野正章「大正期の日本における通信教育による西洋音楽の普及について——大日本家庭音楽会の 活動を中心に」『音楽学』2011 年、第 56 巻 2 号、81-94 頁。

梶野絵奈「大正期の通信教育受講者たちの音楽生活——大日本家庭音楽会の雑誌『家庭音楽』から」 『音楽学』2017 年、第 63 巻 1 号、1-17 頁。

- (11) 大阪音楽大学や洗足学園大学、名古屋音楽大学ではマンドリンを専攻することができるが、 ワールドミュージックコースの中の一つとして設置されたり、また本科の設置が 2018 年度のこと であったりと音楽大学におけるマンドリン演奏の歴史は狭く、浅いものである。
- (12) 吉田剛士『まるごとマンドリンの本』青弓社、2022年 などがある。
- (13) 本稿で用いたものは、1984年に出版科学研究所より発行された復刻版(全七七号、補巻一冊)である。これ以降記載される発行年は、各号の原著が発行された年及び発行所である。
- (14) 下等小学校と下等中学校のいずれにも音楽が教科として位置付けられたが、「当分之ヲ缺 ク」と明記された。
- (15) 増井敬二「『音楽雑誌(おむがく)解題」『音樂雜誌』(復刻版)出版科学研究所、1984 年、補巻、5-33 頁。
- (16) 四竈訥治「發刊の趣旨」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1890年、第1号、1-3頁。
- (17) 四竈訥治「僊華琴について」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1892年、第27号、10-12頁。
- (18) 棹に直接くくりつけることで、全ての弦を押さえ、調弦を変えられる三味線の道具である。
- (19) 四竈訥治「僊華琴について」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1892年、第27号、10-12頁。
- (20) 著者不明「調子琴の発明」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1893年、第33号、21頁。
- (21) 著者不明「枕琴発明」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1893年、第39号、22頁。
- (22) 著者不明「マンドリン」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1894年、第46号、34頁。
- (23) マンドリン好楽会「(広告) マンドリン音楽通信教授」『朝日新聞』1908 年 7 月 30 日、朝刊: 1 (『朝日新聞クロスサーチ』https://xsearch-asahi-com.kwansei.remotexs.co/shimen/pdf/?1719074802720 2024 年 6 月 23 日閲覧)。
- (24) 著者不明「夏の夜にふさはしい マンドリン」『読売新聞』1918 年 5 月 21 日、朝刊: 4 (『ヨミダス』 https://yomidas-yomiuri-co-jp.kwansei.remotexs.co/yomiuri/mts/articles/1120414 2024 年 6 月 23 日閲覧)。
- (25) 飯島國男『比留間賢八の生涯——明治西洋音楽揺籃時代の隠れたる先駆者』全音楽譜出版 社、1989 年、70-71 頁。
- (26) 明治時代後期の共益商社における楽器販売値段表では、鈴木製が七円から、舶来品が十五円から販売されていると記されている。
- (27) 千葉優子『ドレミを選んだ日本人』音楽之友社、2007年、37-38頁。
- (28) 四竈訥治「僊華琴について」『音樂雜誌』音樂雜誌社、1892年、第27号、10-12頁。
- (29) アルス「(広告)『作曲者の言葉』『ヴァイオリンの奏法』『マンドリンの弾き方』」『朝日新

聞』1923年1月2日、朝刊: 1(『朝日新聞クロスサーチ』https://xsearch-asahi-com.kwansei. remotexs.co/shimen/pdf/?1719075186482 2024年6月23日閲覧)。